

社外役員の独立性判断基準

当社は社外取締役（監査等委員を含む）またはその候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有しているものと判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者（主要な取引とは直近の 3 事業年度のいずれかにおいて、当社との取引における当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の 2 % を超える取引をいう。）
2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者（主要な取引とは直近の 3 事業年度のいずれかにおいて、当該会社に対する当社の収益が当社の連結売上高の 2 % を超える取引をいう。）
3. 当社から役員報酬以外に年間 1 千万円を超える多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 就任前 3 年間のいずれかの時期において 1 から前 3 に該当していた者
5. その就任の前 10 年間のいずれかの時において次の①又は②に該当していた者
 - ① 当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
 - ② 当社の兄弟会社の業務執行者
6. 次の①から⑥までのいずれかに掲げる者（取締役（社外取締役を除く）監査役（社外監査役を除く）執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人を除く。）の配偶者または 2 親等以内の親族
 - ① 1 から前 4 までに該当する者
 - ② 当社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
 - ③ 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - ④ 当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
 - ⑤ 当社の兄弟会社の業務執行者
 - ⑥ 就任前 3 年間のいずれかの時期において②、③又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者